

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
2月27日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....一
- 山口都市計画道路の変更(都市計画課).....二
- 防府都市計画道路の変更(都市計画課).....二
- 防府都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....二
- 公共測量の実施(監理課).....三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 選管告示
政治団体の名称等.....三
- 政治団体の異動事項.....三
- 解散等に係る政治団体の名称等.....三
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....四
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....四
- 雑報
県報の正誤.....六



山口県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 新南陽津和野線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字上村字西南野二七二の六地先から同市同大字同字二六七の五地先まで	新	最狭 二一・四・八	最狭 一〇・八・七	八八・〇	
	旧	最狭 二五・四・六	最狭 一〇・八・七	八七・五	

道路の種類 県道
路線名 徳山下松線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字栗谷字開作南七五九の一〇地先から下松市潮音町八丁目四四〇の四地先まで	新	最狭 二一・五・〇	最狭 二一・一・八	一一三二・七	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 二二・〇・八	最狭 二一・一・八	一一三二・七	

山口県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・二・二国道二号鑄銭司陶線

二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・三 一の榎四の榎線

二 変更の内容
区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・五富海大道線

二 変更の内容
区域の変更

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・四十一大崎線

二 変更の内容
路線の追加

山口県告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
防府市

二 都市計画事業の種類及び名称
防府都市計画道路事業三・四・七松崎植松線

三 事業施行期間
令和四年十一月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地
防府市伊佐江町、華城中央一丁目及び華城中央二丁目



(二七) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県管内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業

二 工事了の時期
平成二十三年三月二十五日

- 一 事業の名称
県営松小野地区経営体育成基盤整備事業
- 二 工事完了の時期
平成三十年三月二十六日

(二八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(路線測量)
- 二 作業の地域
下関市大字福江
- 三 作業の期間
令和六年二月二十六日から同年三月二十九日まで

(二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市大字東豊井字宮ノ洲浜、字宮浦及び字宮ノ洲(四工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号
株式会社日立ハイテク



山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
井川あけみ後援会	三池 孝尚	山本 朋由	下松市大手町3丁目4番3号		令和6、4
いしむらけん後援会	石村 健	石村 健	防府市八王子/丁目23番4号		” ” 22
井上たかし後援会	井上 敬	井上 敬	美祿市美東町絵堂/863		” ” 29
上野忠彦後援会	上野 忠彦	上野 節子	防府市新田/782の5		” ” 31
宮崎まさお山口県後援会	守田 宗治	多田 宏之	山口市糸米2丁目/3番35号		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
			新	旧	
参政党山口第2支部	藤元 紀子	事務所	岩国市多田/丁目/08の2	下松市望町/丁目/06の3	令和5、21

自由民主党山陽支部	中村 博行	事務所	藤元 紀子 山陽小野田市 大字郡36/の	菅根 秀樹 山陽小野田市 大字郡3/36	令和6、 10、10
笠井泰孝後援会	堀田 正隆	会計責任者	田村 敦義	長谷川達文	令和5、 10、1
国井益雄後援会	清木 健一	代表者 会計責任者	清木 健一 原田 和敬	国井 益雄 国井 牧代	12、 1
末永よしみ新市創生会	末永 義美	名称	末永よしみ新 市創生会	末永義美新市 創生会	令和6、 18
TCC林芳正政経研究会	岡田 健	代表者	岡田 健	久保 雅典	10、 30
猶克実後援会	江嶋聖企雄	会計責任者	中村 茂	小林 静	令和5、 6、26
藤本博途後援会	高重 敏之	代表者	高重 敏之	藤本 博途	10、 24

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解散 年月日
女性市長誕生ですべて の市民に寄り添う市政 を実現する会	藤田 浩久	藤田 勝久	長門市仙崎872	令和5、 12、31
高木法生後援会	岩山 澄男	高木恵美子	美祿市美東町大田4/16	11、 1
中嶋まこと後援会	中嶋 誠	中嶋 誠	大嶽町北分929番地/ 〃	11、 1
のこの佳子後援会	南野 佳子	藤田 秀人	長門市仙崎/855番地3	11、 1
藤本博途後援会	高重 敏之	高重 敏之	岩国市平田/丁目27番9号	11、 30

モリカケ・桜の嘘を許 さない！市民の会	豊嶋 耕治	廣岡 逸樹	下関市中之町7番7号	12、 25
山下安後援会	西村 仁	岡崎 裕人	山口市名田島/21	9、 27

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない くならなかった年月日)
高重 敏之	藤本博途後援会	令和5、10、24
南野 佳子	のこの佳子後援会	12、31



山口県公安委員会告示第二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和六年二月二十七日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
 - 種 別 級 受検定員
 - 雑踏警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 日 時 令和六年五月三十日（木曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和六年六月二十一日(金曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
令和六年四月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和六年五月三十日(木曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和六年六月二十八日(金曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和六年四月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。
五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。



正 誤

令和六年二月十六日山口県告示第四十四号（瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要）

一	ページ
上	段
左から 五	行
同年三月十一日	誤
同年三月八日	正